

広島市安佐北区告示第2号
令和6年4月22日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものと除く。）の状況について、同条第3項の規定に基づき公表します。

広島市安佐北区長 吉谷 勝美



（令和5年度の状況）

申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲	閲覧の年月日
自衛隊広島地方協力本部	本部長	自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務	全域 令和5年11月8日、14日、15日